

# 京都府環境基本計画の 進捗状況と改定について

令和 7 年度第 1 回京都府環境審議会  
環境管理部会

# 目次

- 1 京都府環境基本計画の概要（策定主旨）
- 2 計画の進捗状況について  
（現状と課題 環境管理部会関係）  
（点検結果 環境管理部会関係）
- 3 環境基本計画改定の趣旨
- 4 計画の内容について（環境管理部会関係）
- 5 今後のスケジュール（案）

# 1 京都府環境基本計画の概要（策定主旨）

- ◆ 京都府環境を守り育てる条例に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものであり、府の環境行政の推進に関する個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む施策や事業などの指針となるもの。
- ◆ 地球温暖化が一因と見られる気象災害の増加や、持続可能な社会に向けた国際的な潮流など、環境を取り巻く状況の変化を踏まえ、令和32（2050）年温室効果ガス排出量実質ゼロの脱炭素社会を目指して、京都府の将来像を描くとともに、その実現を目指した施策の基本的な方向を示すために策定。
- ✓ 計画内容は概ね5年ごとに見直すこととしており、直近では令和7年12月に改定。

# 目次

- 1 京都府環境基本計画の概要（策定主旨）
- 2 計画の進捗状況について  
（現状と課題 環境管理部会関係）  
（点検結果 環境管理部会関係）
- 3 環境基本計画改定の趣旨
- 4 計画の内容について（環境管理部会関係）
- 5 今後のスケジュール（案）

## 2 計画の進捗状況について（現状と課題 環境管理部会関係）

### 第2章 京都府を取り巻く現状の認識

#### 3 京都府の環境の現状と課題

#### ⑤府民生活の安心・安全を守る環境管理の推進

環境基本計画  
での記載場所

#### ①環境モニタリングの状況

<大気環境> <水環境>

#### ②有害化学物質に関する発生源監視

#### ③感覚公害の多様化への対応

#### ④戦略的環境アセスメント制度の導入

## 2 計画の進捗状況について（現状と課題 環境管理部会関係）

### 第2章 京都府を取り巻く現状の認識

#### 3 京都府の環境の現状と課題

#### ⑤府民生活の安心・安全を守る環境管理の推進

環境基本計画  
での記載場所

#### ①環境モニタリングの状況

詳細はこちらで公開中：<https://www.pref.kyoto.jp/kankyoka/results.html>

##### <大気環境>

- PM2.5、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素について全てのモニタリング局で環境基準を達成
- 光化学オキシダントは全国の状況と同じく環境基準を未達成。なお、健康被害が生じるおそれがあるときに発令する光化学スモッグ注意報の発令日数は、平成24（2012）年度以降年間0～3日で推移

##### <水環境>

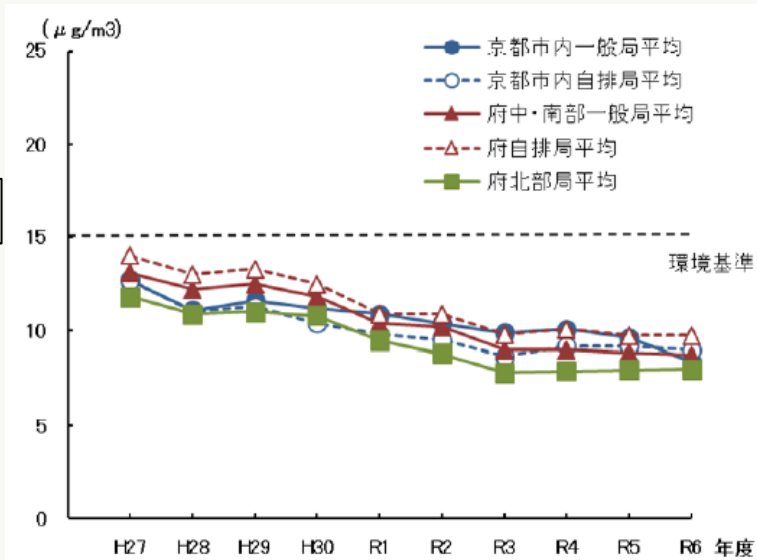
- 公共用水域の水質は、環境基準をほぼ達成
- 日本海側の閉鎖性水域については、COD、全窒素及び全燐の環境基準が未達成
- ✓ 京都府北部の阿蘇海については、地域住民や関係団体・自治体等の協働により、「里海」の考え方を取り入れた総合的な取組が進められています。
- ✓ また、府民参加型の水質調査として、身近な河川の生態系を調査することで水辺環境への関心を高め、主体的な環境保全の取組を広げる「身近な川の生物調査」を実施しており、府民参加の輪が広がっています。

# 2 計画の進捗状況について (現状と課題 環境管理部会関係)

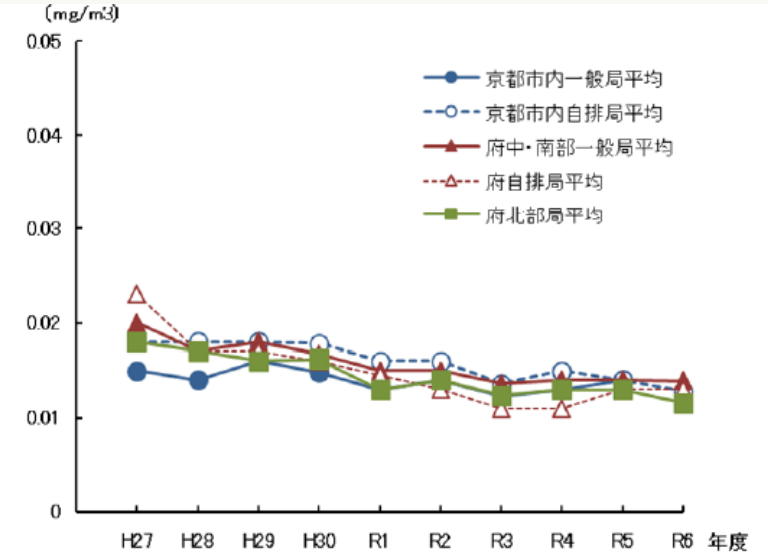
<参考>

大気環境モニタリングの状況

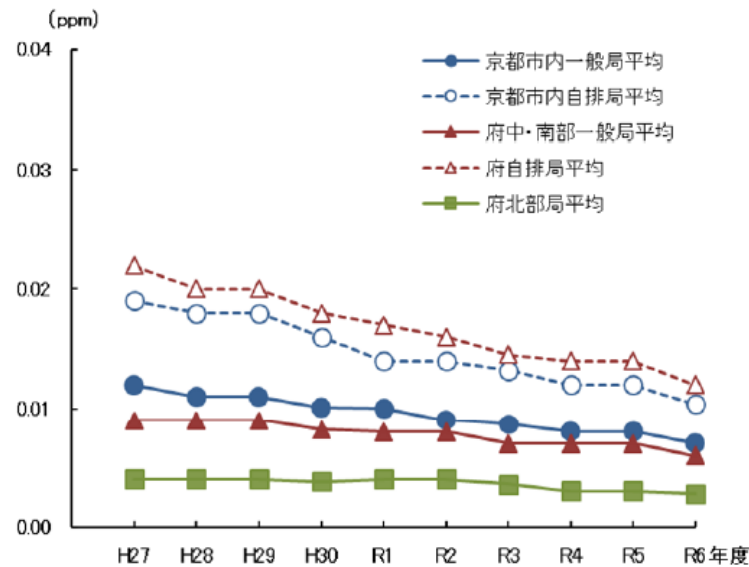
出典：環境基本計画30ページ



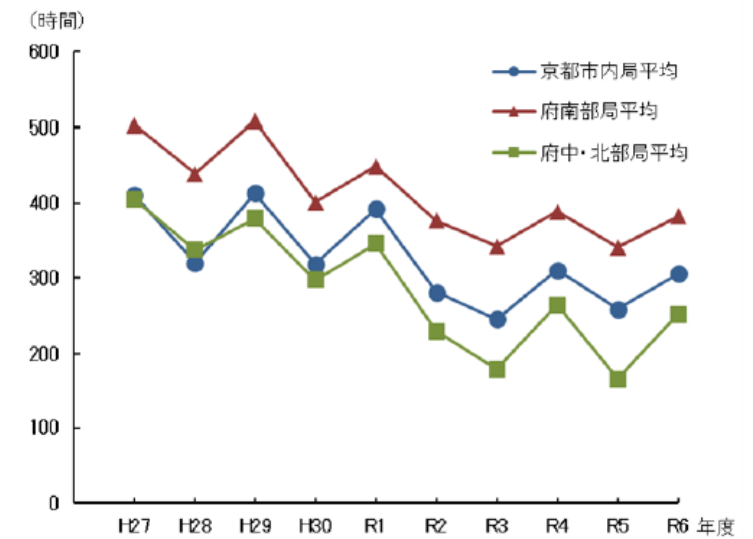
微小粒子状物質(PM2.5)年平均値の経年変化



浮遊粒子状物質年平均値の経年変化

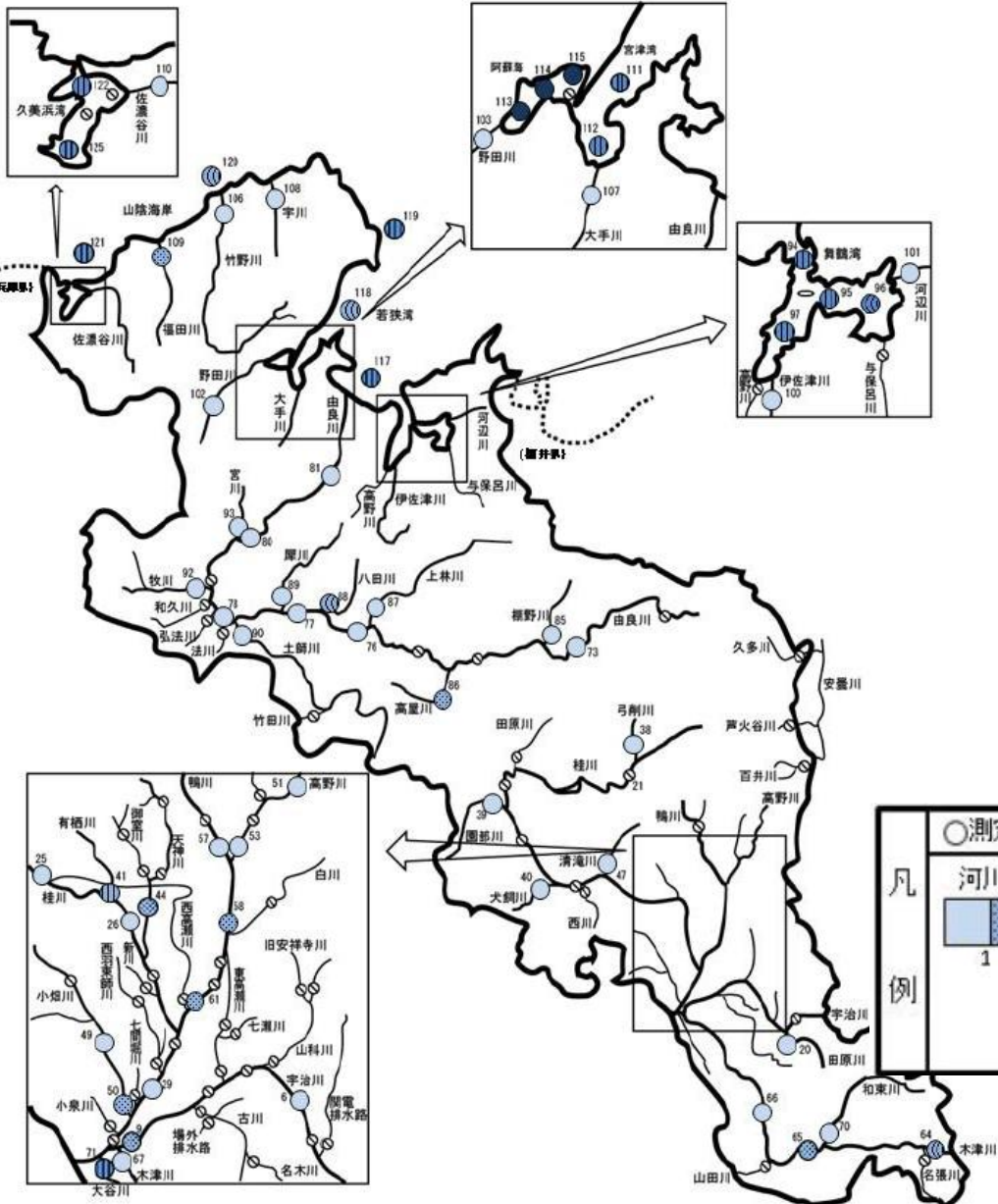


二酸化窒素年平均値の経年変化



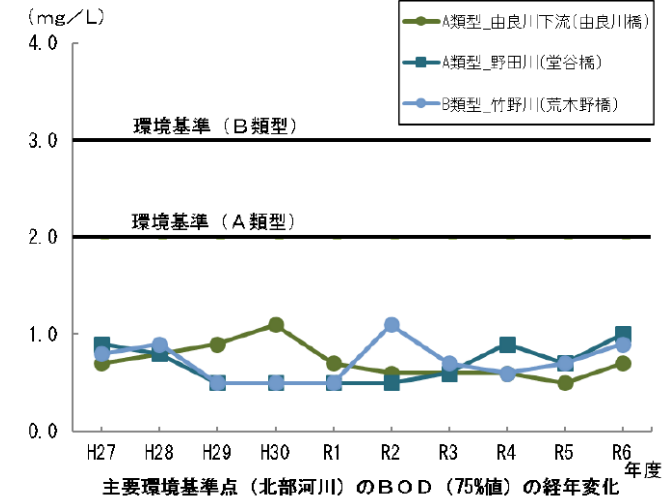
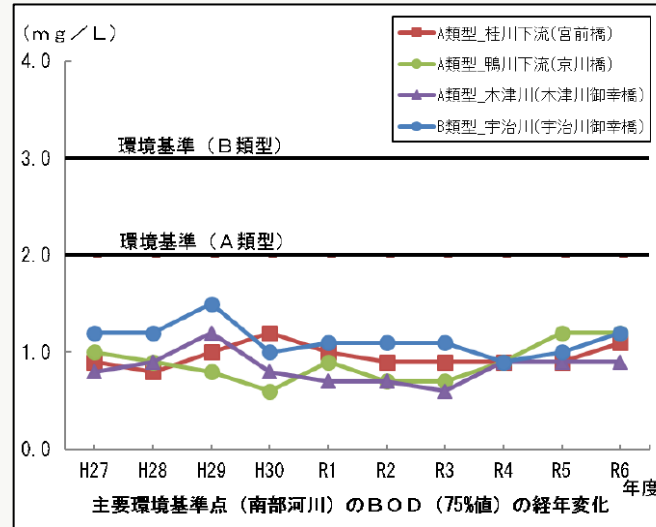
光化学オキシダント環境基準(0.06ppm)超過時間数の経年変化

# 2 計画の進捗状況について (現状と課題 環境管理部会関係)



## <参考> 水環境モニタリングの状況

出典：環境基本計画31,32ページ



○測定地点(◎環境基準点以外) \*地図上の数値は地点番号

河川(BOD)又は海域(COD)の75%水質値(mg/L) (75%水質値: BOD又はCODの環境基準の達成状況の年間評価に用いる値)

水質値	環境基準
1	A型
2	A型
3	B型
4	B型
5	C型

＜河川環境基準値＞  
 A型(1以下): 自然標榜等の環境保全に必要とされる限度  
 A型(2以下): ヤマシ、イワナ等の特にきれいな水を好む魚の生息に適する限度  
 B型(3以下): サケ、アユ等のきれいな水を好む魚の生息に適する限度  
 C型(5以下): コイ、フナ等の比較的汚濁に強い魚の生息に適する限度  
 D型(8以下): 農業用水に利用する限度  
 E型(10以下): 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度

＜海域環境基準値＞  
 A型(2以下): 自然標榜等の環境保全に必要とされる限度  
 マダイ、ブリ、ワカギ等の生息に適する限度  
 B型(3以下): ポロ、ソリ等の生息に適する限度  
 C型(B以下): 遊歩等の日常生活において不快感を生じない限度

## 2 計画の進捗状況について (現状と課題 環境管理部会関係)

### 第2章 京都府を取り巻く現状の認識

#### 3 京都府の環境の現状と課題

#### ⑤府民生活の安心・安全を守る環境管理の推進

環境基本計画  
での記載場所

#### ②有害化学物質に関する発生源監視

- ダイオキシン類等の有害化学物質に関する環境リスク事案は、新たな汚染防止のためにも、引き続き発生源監視等の対策が必要
- 建築物等の解体等工事において適切な事前調査が行われるよう指導を強化する等、アスベストの環境中への飛散防止対策が必要

#### ③感覚公害の多様化への対応

- 騒音・振動・悪臭といったいわゆる感覚公害については、事業活動に起因するものから日常生活に起因するものまで多岐にわたるとともに、社会情勢の変化に応じて新たな課題も発生していることから、引き続き市町村等と連携した十分な対応が必要

#### ④戦略的環境アセスメント制度の導入

- 平成25(2013)年12月に「戦略的環境アセスメント制度」を導入し、事業の早期段階から地域住民の意見を取り入れるとともに、適正な環境配慮を求めている。
- しかし、近年においても、地域への十分な配慮がなされずに開発が計画されて社会問題となる事案は発生しており、引き続き事業者の環境配慮を促し、地域との調和を確保することが求められる。

## 2 計画の進捗状況について (点検結果 環境管理部会関係)

令和7年度第3回京都府環境審議会総合政策部会（令和7年10月29日）配布資料から抜粋

### ■ 各項目の取組事例（2024年度まで）

<実施状況の凡例> ○：概ね実施、△：一部実施、×：未実施、（）内は、昨年度の実施状況

小分類	実施状況	実施状況評価の理由（取組内容詳細は別紙）
(1) 府民の安心・安全を支える環境モニタリングの実施	○ (○)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大気、水質等の環境モニタリングの実施及び結果の公表（速報値のHP掲載等）や光化学スモッグ注意報等発令時のHP掲載やメール配信等、府民の安心・安全に資する取組を推進。</li> <li>✓ 必要に応じて機器整備等を行っており、今年度は液体クロマトグラフ質量分析装置を更新。</li> <li>✓ 2022年度からHPを更新し、モニタリング結果の速報値の掲載を始めており、実施状況は良好。</li> </ul>
(2) 環境影響評価制度の総合的な取組の展開	○ (○)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 戦略的環境アセスメントについて、温暖化対策推進法に基づく促進区域の設定に関する基準を策定する等、国の新たな制度への対応等を速やかに実施し、環境影響評価制度の総合的な取組を推進。</li> <li>✓ 上記のとおり国の新たな制度への対応を速やかに実施しており、実施状況は良好。</li> </ul>
(3) 環境リスクの高い有害化学物質等による環境影響防止	○ (○)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 解体等現場におけるアスベストの監視指導員を保健所に配置する等、環境リスクの高い有害化学物質等の適正管理を推進。</li> <li>✓ 2024年度は、解体等現場に年間439件立入検査を実施し、アスベストの飛散対策の指導を行っており、実施状況は良好。</li> </ul>

### ■ 指標

	基準値	実績値	目標値
二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）の環境基準達成率	100%（2019年度）	100%（2024年度）	100%（2030年度）
微小粒子状物質（PM <sub>2.5</sub> ）の環境基準達成率	100%（2019年度）	100%（2024年度）	100%（2030年度）

## 2 計画の進捗状況について（点検結果 環境管理部会関係）

令和7年度第3回京都府環境審議会総合政策部会（令和7年10月29日）配布資料から抜粋

### ■ 府の点検結果（評価）

#### 現状認識（✓：事実、●：現状への評価）

- 令和6年度、大気関係では、二酸化窒素、微小粒子状物質等5物質について、全観測地点で環境基準を達成した。一方、光化学オキシダントについては、全国的な傾向と同様に非達成であったが、国が環境基準の見直しを検討しており、その結果を踏まえた対応が必要である。
- また、水質関係では、河川における健康項目（カドミウム、全シアン等）、生物化学的酸素要求量等について、全観測地点で環境基準を達成した。一方、海域においては、化学的酸素要求量について、5水域で非達成である。閉鎖性水域は全国的な課題でもあり、引き続き関係機関等の協力を得ながら知見の収集等が必要である。
- ✓ 大気汚染防止法や水質汚濁防止法等に基づく計画的な立入検査等を通じ、環境汚染物質の適正管理について事業者指導を継続中。
- 近年、PFASに対する関心が高まる中、国の最新の科学的知見に基づく検討状況を踏まえ、最新の知見をわかりやすく情報発信することが必要である。

#### 進捗状況に対する評価

安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上を図るための取組については、前述の各項目の実施状況のとおり、概ね良好。一方で、今後の課題として以下の点が挙げられる。

- ✓ 引き続き、発生源対策や環境リスク事案への迅速な対応を行うとともに、最新の科学的知見を踏まえて環境モニタリングを適切に実施し、府内の環境の状況をわかりやすく速やかに情報発信していくことにより、府民の安心・安全な暮らしを支えていくことが必要。

# 目 次

- 1 京都府環境基本計画の概要（策定主旨）
- 2 計画の進捗状況について  
（現状と課題 環境管理部会関係）  
（点検結果 環境管理部会関係）
- 3 環境基本計画改定の趣旨**
- 4 計画の内容について（環境管理部会関係）
- 5 今後のスケジュール（案）

# 3 環境基本計画改定の趣旨

国の第六次環境基本計画、地球温暖化対策計画、第7次エネルギー基本計画の閣議決定等、環境行政を取り巻く状況の変化を踏まえた上で、新たな考え方や課題、それらに対応する施策を盛り込むために改定

## 主な改定内容

### (1) 計画の基本となる考え方の追加

現行計画の基本となる考え方に掲げる、環境・経済・社会の好循環の創出に加え、国の第六次環境基本計画で新たに最上位の目的として取り入れられた「**ウェルビーイング**」の考え方を追加。

京都府では、「**ウェルビーイング = 府民が幸せを実感できる状態**」と定義。  
具体的には、府民が身体的、精神的、社会的に満たされ、多様な価値観に応じた“幸せ”を実感できる状態を表し、これには、環境保全の取組を通じてその状態を高めていくことも含まれます。

### (2) 施策の根幹となる3つの柱を設定

#### ■環境価値の創出

スタートアップ等、将来性のある企業の集積による長期的な経済成長や先進技術の発展による安心・安全で快適な暮らしの実現

#### ■京都ならではの豊かさ

京都ならではの豊かさである南北に広がる京都の豊かな自然資本や大学・学生のまち京都における若い学生等の人的資本等の保全・活用

#### ■協働

府民や企業と府外の関係者（関係人口）を含めた一人一人の個性を活かし、連携し、自ら行動していく地域社会の実現

### (3) 計画期間の延長 計画期間を令和12（2030）年度までから令和22（2040）年度までに延長

# 京都府環境基本計画の全体構成

※下線部分は現行計画からの改定箇所

## 第1章 計画策定の趣旨

### ■ 計画策定の背景

SDGs、パリ協定、IPCC第6次報告書、第六次環境基本計画、ウェルビーイング等

### ■ 計画の位置付け

- ・目指す将来像とその実現に向けた施策の方向性を示す
- ・環境保全及び創造に関する総合的・長期的施策大綱
- ・府総合計画の環境分野の個別計画
- ・環境教育等促進法に基づく都道府県行動計画

### ■ 計画期間 おおむね2040年目途

## 第2章 京都府を取り巻く現状の認識

### ■ 環境政策を取り巻く社会情勢の変化

- ・人口減少・少子高齢化社会の本格化
- ・デジタル技術の急速な進展
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けたライフスタイルの変化
- ・国際情勢の変化が促す持続可能なエネルギーへの転換の必要性
- ・四半世紀超ぶりの本格的な物価高と金利上昇

### ■ 京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」

- ・京都の歴史を繋いできた強靱さとチャレンジ精神
- ・豊かな自然環境とそれに息づく多彩な伝統・文化
- ・京都のまちづくりを支える力

### ■ 京都府の環境の現状と課題

- ・持続可能な社会に向けた地球温暖化対策の推進  
着実な取組の一方で温暖化は進行  
緩和策の推進に加え、適応策の強化が急務  
(パリ協定、IPCC第6次報告書、COP28  
気候変動適応法、気候変動適応計画)
- ・再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組  
再生エネの導入や利用拡大を促す取組が必要  
(第7次エネルギー基本計画、水素基本戦略)
- ・自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり  
希少種保全と外来生物防除等生物多様性の保全  
(生物多様性国家戦略2023-2030)
- ・限りある資源を大切に循環型社会づくり  
廃棄物3Rに加え、海岸漂着物、食品ロス等取組推進  
(G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョン  
第五次循環型社会形成推進基本計画  
(資源循環戦略))

- ・府民生活の安心・安全を守る環境管理の推進  
大気や水質等環境基準の達成、継続

## 第3章 京都府の将来像（2050年頃）

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会  
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

## 第4章 計画の基本となる考え方

### ■ 「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上

- 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方による環境・経済・社会の好循環の創出  
3つの柱 ①環境価値の創出 ②京都ならではの豊かさ ③協働

## 第5章 分野横断的施策の展開方向（2040年目途）

### ①GXによる地域経済活性化と府民の脱炭素行動促進による府民の生活の質向上の実現

環境配慮型ビジネスへの評価向上とGXによる産業振興、京都府独自のネットワークを活用した適応ビジネスの創出、企業と連携したSDGs経営の促進 等

### ②安心・安全の実感につながる環境と調和のとれた強しなやかな社会の実現

気候変動適応策の推進、持続可能なグリーンインフラを活用した安心・安全な地域社会の形成、エネルギー自立分散化 等

### ③京都ならではの豊かな自然資本を始めとする地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進

多様な主体の協働による環境保全活動を通じた地域活性化と「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の同時実現 等

### ④「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上につながる持続可能なライフスタイルへの転換

脱炭素行動変容と生活の質の向上、脱炭素で健康かつ快適な住まいの普及 等

### ⑤持続可能な社会づくりを支える人づくりと協働の推進

子どもたちへのきめ細かい環境教育、環境活動を通じた社会関係資本の構築、市町村支援と連携・協働の促進 等

## 第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進（2040年目途）

### ①脱炭素社会と持続可能な経済成長の

#### 同時実現に向けた取組の加速化

徹底した省エネの推進、再生エネの主力電源化  
フロン対策の推進  
温室効果ガス吸収源対策・施策

### ②循環型社会を目指した循環経済 への移行の促進

3R・資源循環の促進、消費者の意識啓発、  
プラスチックごみの削減、食品ロスの発生抑制、  
環境保全型農業の推進、海岸漂着物対策

京都府の  
地域特性に  
応じた取組

### ③安心・安全な暮らしを支える 生活環境の保全と向上

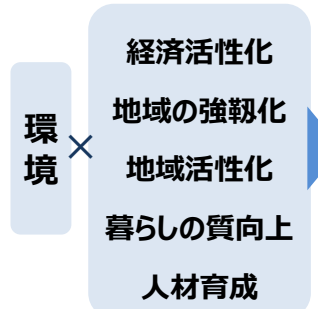
環境モニタリングと情報発信、環境アセスメント、有害化学  
物質等対策、気候変動適応策、災害時の再生エネ導入  
災害廃棄物対策、不法投棄の未然防止

### ④自然と生活・文化が共生する 地域社会の継承

多様な生態系の保全、里地・里山の再生  
豊かな農林水産資源の保全・利活用  
生物多様性の知見の集積と人材育成、外来生物対策

## 第7章 計画の推進

- ・本計画に記載した施策展開の方向に基づき機動的に個別条例や個別計画を策定・改定
- ・京都府環境審議会における検証等徹底したP D C Aサイクルにより進行管理を実施。概ね5年ごとに見直し。



# 目 次

- 1 京都府環境基本計画の概要（策定主旨）
- 2 計画の進捗状況について  
（現状と課題 環境管理部会関係）  
（点検結果 環境管理部会関係）
- 3 環境基本計画改定の趣旨
- 4 計画の内容について（環境管理部会関係）
- 5 今後のスケジュール（案）

## 4 計画の内容について（環境管理部会関係）

### 第6章 環境課題の分野ごとの重点取組の推進

#### 3 安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上

環境基本計画  
での記載場所

##### 施策の展開方向

環境基準の達成に向けて人間活動による環境負荷の低減を進めるとともに、環境モニタリングの実施と情報発信及び新たな環境リスクに備える体制の強化と気候変動による影響や災害に備えた環境対策を推進することにより、快適な環境を維持し、安心・安全な暮らしを支えます。

##### （1）府民の安心・安全を支える環境モニタリングの実施と情報発信

- 大気や水質等の環境モニタリングを適切に実施し、その結果を府民に対し分かりやすく効果的に情報発信するとともに、モニタリング技術の向上を見据えた調査研究や機器整備等、新たなリスクの発生に備える体制を強化することで、府民の安心・安全を支えます。
- P F A Sを始めとする未規制の物質についても、環境モニタリングを適切に実施し、府民に対し、その結果や最新の健康影響等に係る科学的知見等を分かりやすく情報発信します。

##### （2）環境影響評価制度の総合的な取組の展開

- 政策・計画等を策定する段階から環境配慮の組み込みを図るとともに、環境影響評価制度によって、事業における適正な環境配慮を確保することにより、健全で恵み豊かな環境の保全を図ります。また、環境影響評価の実施後においても、事後調査報告書により点検を行います。さらに、より適正な環境配慮を確保するための制度の在り方に係る国の検討を踏まえ、必要な対応を進めます。

##### （3）環境リスクの高い有害化学物質等による環境影響の防止

- 環境中への有害化学物質（ダイオキシン類、重金属等）の排出削減や解体工事に伴うアスベストの飛散防止のため、関係機関と連携し、工場・事業所・建物解体現場に対し計画的に立入検査等を実施する等、環境リスクの高い有害化学物質等の適正管理を推進します。

# 目 次

- 1 京都府環境基本計画の概要（策定主旨）
- 2 計画の進捗状況について  
（現状と課題 環境管理部会関係）  
（点検結果 環境管理部会関係）
- 3 環境基本計画改定の趣旨
- 4 計画の内容について（環境管理部会関係）
- 5 今後のスケジュール（案）

# 5 今後のスケジュール（案）

令和7年度第3回京都府環境審議会総合政策部会（令和7年10月29日）配布資料から抜粋

**<令和8年度> 年度末までに、各部会で評価指標・ロードマップ等を設定**

<9年度以降> 毎年度、進捗状況を審議し、総合政策部会に報告

